

「山形県産業創造支援センター」の指定管理者の候補者選定結果について

さきに公募を行った「山形県産業創造支援センター」の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

なお、地方自治法の規定により、あらかじめ山形県議会の議決を経た上で、指定管理者の指定が行われることとなります。

- 1 施設名 山形県産業創造支援センター
- 2 募集期間 令和4年6月7日から令和4年7月12日まで
- 3 申請団体数 1団体

4 指定管理者の候補者

団体名： 公益財団法人山形県企業振興公社
住 所： 山形市城南町一丁目1番1号

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県産業労働部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計6名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

（1）審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局からの申請概要等の説明
- ・ 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果を参考に総合的な審議・評価

（2）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
I 基本事項	施設の設置目的と 管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・経営モラルは適切か。 ・管理運営方針と申請者が提案した方針が合致するか。 	※
	収支計画の適確性及び 実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 ・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。 ・業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。 	
	施設・設備の維持 管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・県が求める維持管理の基準に合致しているか。 	
	労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法令は遵守しているか。 ・最低賃金は遵守しているか。 	
II 施設の平等 利用の確保	平等利用を図るための 具体的手法と期待される 効果	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等や利用のしやすさに配慮しているか。 ・事業内容に偏りが無いか。 	4 点
III 事業計画書 の内容が施設 の目的を 効果的かつ 効率的に達 成すること	施設の管理運営に係る 経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・提案額は県が示す上限額と比べ、節減は図られているか。 	10 点
	施設の維持管理の 効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理は効率的に計画されているか。 	4 点
	サービスの向上を図る ための具体的手法と期待 される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 ・利用者からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 	14 点
	施設・設備の維持 管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の内容（実施回数、箇所等）は適切な計画となっているか。 ・施設・設備の安全管理、利用者の安全管理（防犯・防災・事故防止・感染症防止等）、個人情報保護及び公益通報者保護への取組みは十分か。 	4 点
	利用者の増加を図る ための具体的手法と期待 される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・広報計画の内容は適切か。 ・利用拡大の取組みは十分か。 ・関係機関等の連携は十分か。 	4 点
IV 事業計画書 に沿って施設 の管理を 適正かつ確 実に行う能	安定的な運営が可能 となる経営的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の財務状況は健全か。 	7 点

力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 	7点
V 創業支援機能の強化	創業支援の能力・窓口対応	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援担当者の確保とその能力は十分か。 ・県や関係機関と連携して支援していく方法は十分か。 ・相談窓口の対応は十分か。 	10点
	創業支援・入居企業の掘起こし	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援の取組みとその効果が見込めるか。（提案事業の内容を含む） 	10点
	入居企業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・入居企業支援の取組みとその効果が見込めるか。（提案事業の内容を含む） 	10点
	卒業企業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業企業支援の取組みとその効果が見込めるか。（提案事業の内容を含む） 	10点
VI その他	地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。 	3点
	県の施策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。 	3点
合 計			100点

※ 基本事項について、満たしていなければ「失格」となる。

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①エコアクション21取得 ②障がい者雇用 ③子育て支援 ④ワークライフバランス表彰・男女いきいき子育て応援宣言 ⑤建設雇用改善優良事業所表彰 ⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等） ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ ⑧山形ウーマノミクスの推進 ⑨協力雇用主としての活動 ⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む） ⑪その他必要と認める施策 |
|--|

7 選定理由

山形県産業労働部指定管理者審査委員会における審査結果は下記のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「公益財団法人山形県企業振興公社」（以下「A」という。）を指定管理者の候補者として選定した。

- 選定基準Ⅰについて
 - ・センターの設置目的を理解したうえで適切な管理運営方針が示されており、収支予算及び施設・設備の維持管理が適確であるほか、労働法令を遵守していると認められた。
- 選定基準Ⅱについて
 - ・施設に空室があれば入居者を公募し、申請者、県、有識者で構成する入居審査委員会が入居者を選定するなど、平等利用を図るための具体的な取組みが評価された。
- 選定基準Ⅲについて
 - ・管理経費の提案額が、県提示額とほぼ同額であったことから、評価は低かった。
 - ・アンケート調査により入居者や利用者の要望・苦情を把握し、クレームには迅速に対応するほか、防災防火管理者の資格を有する者が施設に常勤するなど、当該施設を効果的かつ効率的に運営することが高く評価された。
- 選定基準Ⅳについて
 - ・安定的な運営を行うための職員体制について高く評価されるとともに、経営基盤についても財務状況が健全であると評価された。
- 選定基準Ⅴについて
 - ・有資格者や知識・経験が豊富な者による創業支援や入居企業への支援や、商工団体等と連携した入居企業の掘り起こしなどが高く評価された。
- 選定基準Ⅵについて
 - ・企業の経営革新計画承認の支援など、地域経済への貢献や県の施策への協力が高く評価された。
- 加点について
 - ・現指定管理者であるAについては、現指定管理期間中における当該施設の「サービス提供、管理運営状況の検証における評価」の結果を踏まえ、各審査委員の平均点の小計に1.8点の加点を行った。

以上、施設の機能や設備を十分に活用した提案について評価が高く、総合評価による審査の結果、A（公益財団法人山形県企業振興公社）を指定管理者の候補者とすることが適当であると認められた。

区分	A (公益財団法人山形県企業振興公社)
選定基準Ⅰ	適格
選定基準Ⅱ	2.8
選定基準Ⅲ	24.3
選定基準Ⅳ	11.2
選定基準Ⅴ	28.0

選定基準VI	4.6
小計	70.9
加点	1.8
合計	72.7

(注1) 選定基準Ⅱ～Ⅵ及び小計の欄の点数は、各審査委員の平均値である。

(注2) 点数は、小数第2位を四捨五入したものである。そのため、小計欄及び合計欄の数値が、選定基準Ⅱ～Ⅵまでの集計値と一致しない場合がある。

8 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで